

令和8年
(2026)
栃木県
実施要綱

秋の交通安全 県民総ぐるみ運動

VERY 
GOOD
LOCAL
とちぎ

実施期間

令和8(2026)年9月21日(月)から9月30日(水)

交通安全
スローガン

高めよう！ とちぎの交通マナー
マナーアップ！ あなたが主役です

🌸 令和7年度 交通事故防止に関するポスターコンクール 🌸



◆優秀賞作品
栃木県立足利工業高等学校 大竹 さくらさん



◆優秀賞作品
栃木県立足利工業高等学校 古宮 暖音花さん



- 1〈歩行者〉歩行者の安全確保と反射材用品の着用促進
- 2〈自動車〉夕暮れ時の早めのライト点灯と飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶
- 3〈自転車〉自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの
理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進



- 9月24日(木)「こどもや高齢者に優しい3S運動」推進強化の日
9月25日(金)「飲酒運転根絶」・「夜間走行中の原則ハイビーム」徹底強化の日
9月28日(月)「自転車の安全で適正な利用」強化の日
9月30日(水) 交通事故死ゼロを目指す日(全国統一)

主 唱 栃木県・栃木県交通安全対策協議会

運動の重点

1 〈歩行者〉歩行者の安全確保と反射材用品の着用促進

歩行者の交通ルールを理解・遵守の徹底

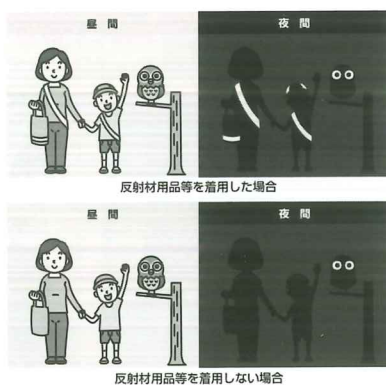
- 歩行者は、横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うことなどの交通ルールを守りましょう。
- 歩行者は、自らの安全を守るための交通行動として、運転者に対して横断する意思を手を上げるなどして明確に伝え、安全を確認してから横断をはじめましょう。
- 歩きスマホは、注意力が散漫になり、車や周囲の危険に気付くのが大幅に遅れるため、絶対にやめましょう。



〔令和7年度
交通事故防止に関するポスターコンクール〕
入選 県立足利工業高等学校 阿部 珠名さん

歩行者の交通事故防止対策

- 反射材用品、LEDライトなどを活用し、明るい目立つ色の衣服等を着用し、ドライバーなどに早めに自分の存在を知らせましょう。
- 生活道路における歩行者等の安全な通行を確保するため、「**生活道路は人が優先**」という意識を持ちましょう。



〔令和7年度
交通事故防止に関するポスターコンクール〕
入選 県立足利工業高等学校 唐澤 菜帆さん

※令和7年中、県内の交通死亡事故の**60.9%**が**夜間**に発生しました。
また、交通死亡事故の**23.2%**が**横断歩行中**に発生しました。

～道路交通法施行令改正～



生活道路における自動車の法定速度が
30キロメートル毎時に引き下げられました!!

- 施行 令和8年9月1日から
- 対象道路 中央線等が設置されていない一般道路

※ 道路標識又は道路標示により最高速度が指定されている道路では、その速度が最高速度となります。

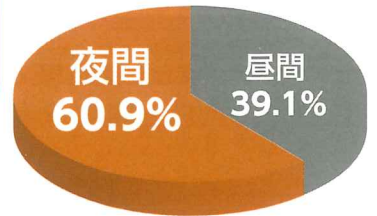
※ 決められた速度の範囲内であっても、道路や交通の状況、天候や視界などをよく考えて、安全な速度で走りましょう。

◎ちょっとしたスピードの違いが、命を守る大きな差になります。

◎運転者は、歩行者優先の意識を持ち、「**思いやり・ゆずり合い**」の気持ちを持って安全に運転しましょう。



2 〈自動車〉夕暮れ時の早めのライト点灯と 飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶



夕暮れ時以降の早めライト点灯

- 夕暮れ時には**ライトの早め点灯**を実践し、自分の車の存在を周囲に知らせましょう。
- 夜間、先行車や対向車等がないときは、**原則ハイビーム**で走行し、歩行者等の早期発見に努めましょう。

※対向車や前を走る車がいるときはロービームに切り替えなければなりません。
また、歩行者が対向してくるときもロービームに切り替えましょう。

飲酒運転等の根絶

- 「**飲酒運転等を絶対にしない、させない**」という「**飲酒運転を許さない社会環境**」をつくりましょう。
- 酒類を提供するお店の方へのお願い
 - ・お客さまが、車で来店したかどうかをご確認ください。
 - ・車を運転するお客さまには絶対に酒類を提供しないでください。
- 二日酔い等による飲酒運転も犯罪です。
前日のアルコールが翌日も残っている可能性がありますので、アルコール検知器で確認しましょう。

ながらスマホの根絶

- 運転中のスマートフォン等の注視・通話は、わずかな時間でも、前方の安全確認がおろそかになり、大きな交通事故につながります。
- 運転中にスマホを操作したり、画面を見たりすることは、絶対にやめましょう。



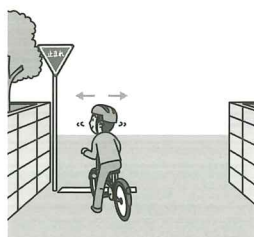
3 〈自転車〉自転車・特定小型原動機付自転車の 交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進

守ろう! 「自転車安全利用五則」

- ① **車道**が原則、**左側**を通行
歩道は例外、**歩行者を優先**



- ② 交差点では
信号と一時停止を守って、
安全確認



- ③ 夜間は
ライトを**点灯**



- ④ 飲酒
運転は
禁止



- ⑤ **ヘルメットを着用**

- 自転車乗車中の交通事故で亡くなられた方は、**約5割が頭部に致命傷**を負っています。
- 道路交通法で、**自転車ヘルメット着用は努力義務**です。

詳しい**自転車の交通ルール**については警察庁ホームページをご確認ください。



自転車の違反に交通反則通告書と反則金!

- 交通反則通告制度とは、一定の交通違反に交通反則切符(青切符)を交付し、違反者が反則金を納付すれば、刑事罰を科されない制度です。
- 令和8(2026)年4月1日から施行
- 16歳以上の運転者による113種類の交通違反が対象となります。



主な違反行為について



注意

交通違反に対する反則金は金融機関で納めることになっています。

警察官がその場で反則金を徴収することはありません。

特定小型原動機付自転車について

- 特定小型原動機付自転車の基準を満たしているか必ず確認しましょう。
- 運転免許は不要ですが、16歳未満の者は運転禁止です。
- 自賠責保険(共済)に加入しなければなりません。
- 乗車用ヘルメットは頭部を守るため着用してください。
- ナンバープレートを取り付けなければなりません。

詳しい交通ルールについては警察庁ホームページをご確認ください。



詳しい車両型式情報は国土交通省ホームページをご確認ください。



特定小型原動機付自転車の保安基準項目



栃木県交通安全基金への寄附をお願いします

参加・体験・実践型の交通安全教育の実施など、交通事故のない安全安心な「とちぎ」をつくるために活用されます。

詳しくは栃木県交通安全基金のホームページをご覧ください。

栃木県 交通安全基金

検索

事務局 栃木県生活文化スポーツ部くらし安全安心課

〒320-8501 宇都宮市塙田1丁目1番20号

TEL 028-623-2185

栃木県のホームページ

<http://www.pref.tochigi.lg.jp>

FAX 028-623-2182